

第420回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和5年9月25日(月)午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1 番 井上隆市委員

2 番 江口勘四郎委員

~~3 番 尾形智代委員~~

4 番 上妻一実委員

6 番 吉田敏恵委員

7 番 黒田浩次委員

8 番 富田憲一委員

9 番 山川光照委員

10 番 奈良崎洋一委員

11 番 長沼健司委員

12 番 松田陽一委員

13 番 鈴木萬四郎委員

14 番 後藤敏秀委員

15 番 原田広幸委員

16 番 木村辰也委員

出席推進委員 8人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、
北澤徹推進委員、木村武志推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍 聴 なし

4 欠席委員 3 番 尾形智代委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程6 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程8 報告第4号 承認した農地改良届出について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 大沼織江、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	定刻になりましたので、9月14日に告示になりました、第420回上山市農業委員会総会を開会します。 出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。
議長	日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和5年9月14日、上山市農業委員会告示第10号により、令和5年9月25日、第420回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。 第2、出席告知について、令和5年9月15日付け農委第216号をもって、第420回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。 第3、総会資料の配付について、第420回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。 第4、総会出欠席委員数について、委員定数15人、現在出席委員14人となっております。なお、3番、尾形智代委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が8人出席しております。以上で報告終わります。
議長	日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、11番、長沼健司委員を指名いたします。
議長	日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。2件の申請がございました。 整理番号1について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、無職、譲受人は金谷在住の〇〇氏、農業であります。金谷地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率

	活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。13番、鈴木萬四郎委員。
鈴木委員	整理番号1について、現地調査の結果を報告します。9月18日、〇〇氏立ち合いものと現地調査を行いました。この土地は〇〇氏が3年前から借地として借りていたものです。現在は野菜を栽培しております。拝見した結果何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	整理番号2について説明いたします。譲渡人は東置賜郡高畠町在住の〇〇氏、農業、譲受人は相生在住の〇〇氏、保育士であります。相生地内の畑2筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。15番、原田広幸委員。

原田委員	整理番号2について、現地調査の結果を報告します。9月20に電話にて〇〇氏と連絡を取り話をしました。現地調査はその前日に行っております。この土地は〇〇氏の所有であります。以前に〇〇氏から購入した土地になります。しかし〇〇氏が高齢となったため、〇〇氏に買ってもらえないかと話をしたそうです。当初は〇〇氏のお父さんに話をしましたが、高齢であるため娘の〇〇氏の名で購入することになったそうです。現在はさくらんぼの木が数本あるほか、主に野菜が育てられており、購入後は野菜を育てるそうです。なお、〇〇氏は職業が保育士となっておりますが、休みの日はほとんど家の手伝いで野菜作りをしており、購入後も間違いなく行うとのことでございますので問題はないかと思いますが、よろしくご審議お願いします。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権の移転の整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。
議長	日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。
事務局長	議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。なお、3ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。2件の申請がございました。 整理番号1及び2については関連がありますので、一括して説明いたします。借り人は小倉に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は高野在住の〇〇氏、無職及び皆沢在住の〇〇氏、農業であります。現在、高野及び皆沢地内の畑2筆に営農型太陽光発電設備を設置していますが、3

年前に許可を得た一時転用期間が満了するため継続申請をするものです。農地に支柱を立てて、営農を継続しながら太陽光発電設備等を設置する場合には、支柱部分等が一時転用許可の対象であり、記載の転用面積は太陽光パネルの支柱及び電柱の面積になります。なお、太陽光発電設備下部の農地では引き続きカボチャを栽培する計画です。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。

本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請のうち整理番号1及び2については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長

日程5、報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長

報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の4ページをお開きください。1件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。譲渡人は長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は河崎二丁目在住の〇〇氏、無職です。長清水一丁目地内の畑1筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長	発言なしと認めます。
議長	日程 6、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の 5 ページをお開きください。6 件の届出がございました。 整理番号 1 について説明いたします。貸し人は金谷在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。金谷地内の田 3 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 2 について説明いたします。貸し人は金谷在住の〇〇氏、借り人は山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターであります。仙石地内の田 1 筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号 3 及び 4 については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号 3 及び 4 について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は仙石在住の〇〇氏、借り人は金谷在住の〇〇氏であります。仙石地内の田 1 筆につ

	いて解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。次に、整理番号５及び６については関連がありますので、事務局長より一括して報告いたします。事務局長。
事務局長	整理番号５及び６について説明いたします。公益財団法人やまがた農業支援センターを通した転貸を行っていたもので、貸し人は高野在住の〇〇氏、借り人は金生西一丁目在住の〇〇氏であります。金谷地内の田３筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程７、報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。
事務局長	報告第３号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の７ページをお開きください。４件の届出がございました。いずれも相続により所有権を取得したものです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。
議長	日程８、報告第４号、承認した農地改良届出について報告いたします。

事務局長	内容については事務局長より報告いたします。事務局長。 報告第4号、承認した農地改良届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。 整理番号1について説明いたします。所有者は小倉在住の〇〇氏、施工者は美咲町二丁目に事務所を有する〇〇株式会社^{かぶしきがいしゃ}であります。小倉地内の田1筆について、水路からの越水被害を防止するために盛土を行うもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	ただいまの報告について質問があれば発言を許します。 (なしの声あり)
議長	発言なしと認めます。 最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。 以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後1時52分)

議事録署名委員

議事録署名委員